



210.4  
1.

京魚石七女三言

卷之一

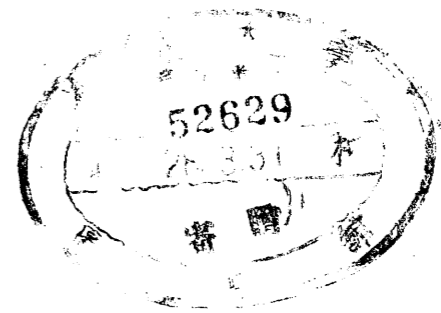
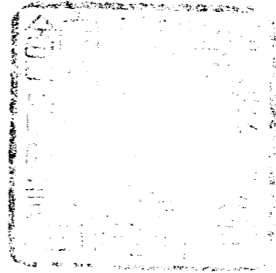
一

五  
朝鮮征討始末記

一

2104  
2

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7



朝鮮征討始末記卷之一

對州 山崎尚長 輯  
村一善 校

壬辰役發端之事

日本 天正十七己丑歲 一説は十三年丙戌 其頃の武將関白從一位大政  
大臣豊臣秀吉の曰吾威風海内を振ひ日本六十餘州を治め  
平らふ事を雖も朝鮮我と尊ぶ吾使ハ彼國を往けども彼  
國の使ひ今も来らざるハ我と蔑如とせしむるやうして宗對馬守  
義智を命じて家臣抽谷次右衛門康廣を朝鮮遣りて通  
信使と渡らざる由と達し然るも足利將軍滅亡の後已に十

餘年の間對州より朝鮮一年毎に往来する者多し雖も日本此事實を泄さば此時始て秀吉の足利に代て將軍たる事を知りし康廣朝鮮國の漢城に至り漢城八國秀吉の書簡を遣はし朝鮮國に昭し海路不案内なる断り只報書のいと遣り通信使の往来を許容び茲に因て康廣より力なく日本に歸りて此趣を具し言上りし秀吉の外の外に忿怒て康廣を罪に行ひ其一族を盡せしむる蓋し康廣元抽谷康年と俱し足利家治世の頃より遣使やして度々朝鮮に渡りしを彼國と交り深しむる事と察せしめ兼て明國に志し有るしを朝鮮一師を出さむ時我國より報き彼の

為に謀らむの疑ひ有る故に渠の一命を取ら其門葉を截せしむるがゆへに是王辰後の叢然なり是より先き天正十五年丁亥五月宗讚岐守義調對馬守義智ととも一統前箱崎に到り大將秀吉は様調せし秀吉朝鮮を攻むはし乃命あり義調曰誰は殿下の命と背ものあらむ然しども伏て冀く兵を裁する事なく徳を以てたつげ給へや申さるるは老實の諫め小徳ひ止むる義調旅弟に還り義智は言て曰吾孰ら考る小太閤一旦諫後をゆるや雖も其志念深く望み廣大なり必年と一に討伐有る一六也時勢の然るを所たち左に時ハ言中を以て對

州と第一乃先導たらしむ朝鮮の土地功者と兼て擇み置  
 一儲又朝鮮事ある日あを必定明國一援兵と乞ふたらしむ  
 異邦の戦ひるる上又明國朝鮮兩國と相率と覚悟し  
 日本總軍此先鋒ハ吾子乃任たらし若輩わうとして疎忽あり  
 日本卒の耻辱まこと吾家の瑕瑾なり武備と努め怠り慢り  
 なるらびと教訓有らう義智時十九歳老父の教諭と深  
 く守り老臣と師と一家中未く追懲懃いひきけ武備操  
 練のみと務らうとて義調ハ天正十六戊子に病死せし  
 けらば果して天正二十年とて征討の事發したるなり  
 朝鮮 萬曆 明の神 丙戌の歳 日本天正 日本國の使橘康廣其  
 宋年号 十四年

國王平秀吉の書翰と持來し初め日本國王源氏  
 武明太祖初年の比國と興一朝鮮と隣好を結ぶ事殆ど二  
 百年わたり其初朝鮮より使を遣り慶弔の礼と備め  
 申叔舟書状官少て往來せし事一度あり其後申叔舟卒に  
 る小臨て國王成宗世の孫トを言ひおのむと思つる所を  
 尋ね問はるる叔舟對て曰願ハ日本と和構と失ふ事毋し  
 と成宗其言を感し副提學從二品弘文館の掌る李亨元書状官  
 金訥小命トて和好修睦の為め日本に渡志する西使の  
 者對州小列著大洋の風水に驚き恐し疾ひ發るる兩國  
 一書と上り其形狀と言ひ遣りてくるふと成宗より命

其書翰幣物と對州を頼り置て歸國せし是より  
 後を漢使と遣ひ事なき日本よりは絶えび信使と遣は  
 ちりよるは惟礼式の如く接待する所ならず此時當  
 て平秀吉兵威を以て諸島と平く定め城内六十餘州を合  
 一して遂に外國を侵はの大志ありける日秀吉曰吾國  
 の使八年毎に朝鮮を往けども彼よりは至る事なき是我  
 國を鄙んざるやうして遂に康廣を朝鮮に遣はし通信使  
 と渡さべしと云ふ其書の詞甚だ倨ゆふ今天下朕が一握  
 小歸る所の語あり康廣時より年五十餘容貌偉偉して鬚髮  
 皓白やると朝鮮の都より徑叟の館驛より必は上室の羨を

るよ宿され其威光嚴重うて倨を傲る事常の日本れ  
 使はと絶え異やを故小人頗る是を憚む古より一路  
 の郡邑より凡て日本の使者皆素とる時其境内の氓  
 吠と出づ櫓と取道と夾み以て軍威を示し事あり康  
 廣仁同縣と過る時櫓と執る者と睨み視て云汝の輩  
 の櫓竿太短しとあざ笑つて尚州に到れば牧使位階宋  
 應洞の衰一白首なるを見て譯官の者と以てこれ小語ら  
 せたるや我數年干戈の中在て鬚髮盡く白くかつた  
 已使君と指し平生聲樂唱伎の間を耽り處て艱苦をよる  
 事無うとむとかくの如く皓白なるを何ぞやと云蓋



これ應洞と稱する者、斯て都に到りて禮曹他國の交を掌りて  
 裁判の料書一位階の出宴は酒酣をたゞふ及て康廣胡  
 椒を送上ふまき散らしてこれを樂人妓女も争ひ拾ひ取  
 りて其禮席の順次と乱し、朝鮮ハ胡椒と産せり、徳  
 長崎より交易の品とて對  
 州より彼國用を弁、康廣旅館は、回を歎息澤河は、語けて云  
 び因て甚く賞賚ひ、禮儀を乱し上ハ亡び  
 敵の國必亡びん國の紀綱なる、して何との待んやと、儲さく、康廣歸國、及て朝鮮より書  
 翰よく申來るふ大洋ハ常々風波高き、上小且國人水路  
 不案内なる、以て通信使と渡り難しと、返答り及  
 びなれ

宗對馬守義智到于朝鮮之事

日本 関白秀吉既、柳谷康廣と殺し、後宗對馬守義智小  
 命トて筑前聖福寺の僧玄蘇仙果と号し對州瞻野山以町  
 碩学長老の、柳川豊前守調信對州  
 論番所也、朝鮮は往し、  
 重て通信使と渡らん事と責む、對馬守義智ハ玄蘇調信  
 とや、も朝鮮に到り、客舎に留まり通信使と渡り  
 たり、彼の評議決せ、是より先  
 き丁亥年天正五年日本の海賊船朝鮮國に渡り、民屋を押掠  
 刺し海邊の守將と殺害し、朝鮮の土民を捕り日本につれ  
 歸り、其中には日本の海賊の手引となり者あり



るやが是らのも共と先送返さず其上より通信使の事と答るんとの内評なると旅館の者とも尊せり義智是と聞て柳川調信と日本小帰我程なく朝鮮の土民の日本小在る者十餘人と捕へ来りて返りて朝鮮國王命と降たり土民共の好歹と糾一罰と行ひ義智と賞して厚く饗應ありと其後通信使の議漸く定りぬ因て對馬守義智玄頼調信と伴ひ日本小より

朝鮮平義智渡海セウ是より先き吾朝鮮國より水路迷昧や印より通信使を拒しゆ急秀吉いきとやとて海路熟しる義智と遣はし與に伴ひ歸りて吾國の辭をを作す

て拒む事無しとあり朝鮮の志實とも窺ひ現むむと時小平調信僧玄頼等も同く此小至り義智八年若かれども十二歳精兵勇悍の士たや各畏となり俯伏膝行して敢て仰ぎ視る者なく久く東平館日本の使客と留置旅舎あり有りと小留ちう是非とも通信使と邀てく與にせむと云ち朝鮮の評議いづれも決定なり其内評ハ數年以前倭人全羅道に寇し竹島をわたり邊將李大源を殺し生口を捕へ去りてそののみならず邊民沙乙背同と云者殺き日本に入り倭人と導き此寇とせしめて憤り深き故なり時よ或人云く宜く日本人として朝鮮國の親民と刷還さ

一先然後より通信使を晉議らむむと云ふ彼國の誠否を  
 親むとて館舎の者としてこれを諷きし知しむ義智云  
 く此難き事ありと即ち平調信を日本へ歸し其趣  
 と云遣りて調信數月たゞりて日本を去る朝鮮の叛民  
 共を悉く捕一乘りて國王ハ仁政殿より大に兵威を陳  
 ね汝乙背同等と鎖め殿庭より引居させおとの次第と推尚  
 一城外より死罪を行ひしより義智ハ内既の馬一匹を  
 賞としてその後義智玄菟等と殿内を延きあつく宴享をま  
 うけ互に酒を酌娛りし時柳成龍ハ礼曹判書やくたし  
 心義智以下の士と礼曹のやく所より請りて宴會せし然

る通信使の議いもて決せり成龍大提學位階一品弘文  
館の學士の極  
官小て博學の選なり國書等の重き文者なれば國書と撰  
書の草稿等とをも職掌といふなり書付と以國王を請ふ速うは評議を定  
 むとせしむるに書付と以國王を請ふ速うは評議を定  
 められ兩國の間を寡く生むる事勿れとわらう朝講知事位階  
二品諸官諸司は知事同知事兼邊協等も書付と以て宜く  
知事有て政事と判断するなり使と遣り報答を給りて其つて小日本の動静をも見て來  
 りんは計こと乃過ちふてはあるまじと請つて是は於て  
 評議始て定むるにち小命あつて使らざる大臣と擇ぶ兼  
知事兼知事黄允吉司成成均官の官人儒學教金誠一と  
知位階二三品上副使と曲籍同く成均官の許箴と書狀官庚寅明